

産業廃棄物税制度の検討項目について －自社最終処分について－

令和 2 年 3 月 2 4 日
産業廃棄物課

1 課税の特例

排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に 1 / 2 を乗じたものを課税標準とする。

2 今後のあり方

この制度は多額の投資や努力により自社処分場を自ら確保し、長期にわたり維持管理も行うなど、排出者の責任を果たしていることに考慮して設けられたものである。

自社処分事業者の納税額は税制開始後と比較して減少した状態となっており、現行の税制度によるこれらの対象者への最終処分量削減効果は、現在も継続しているものと考えられる。

また、事業者への聞き取り調査では、各社から埋立量の削減に取り組んでいることについて説明がなされるとともに、特例制度の継続について要望があった。

このため、制度創設時の趣旨を踏まえ、引き続き、当該制度を維持することが適当であると考ええる。

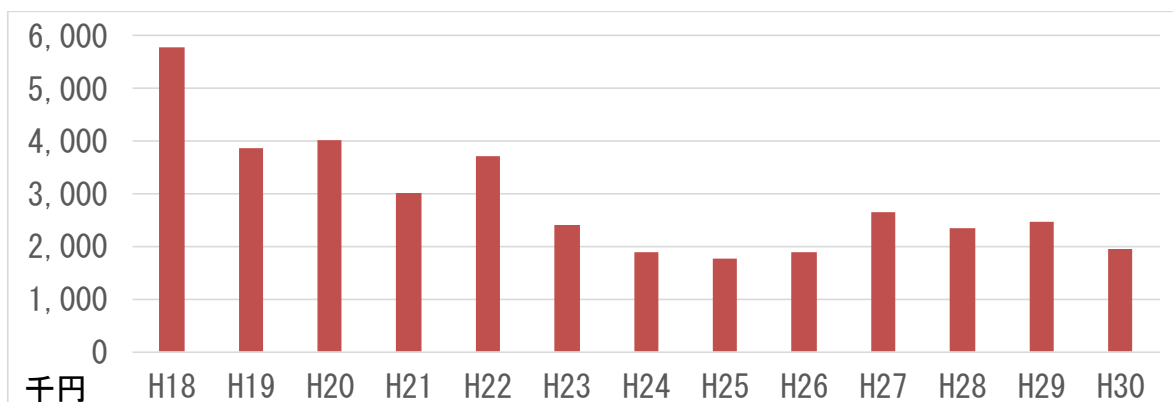
3 調査結果

(1) 制度創設時の考え

- ・福島県環境審議会答申（H16.11）では、「税の目的からは、自社処分を行う事業者に対しても課税すべきであるが、自社で処分場を建設し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮して、軽減措置を講ずることを検討すべき」としている
- ・福島県地方税制等検討会報告書（H16.9）では、「環境政策上の視点から公益性や公平性について十分に検討することが必要」としている。

(2) 納税額の推移（10事業者（特例納付事業者を除く））

- ・納税額及び総額に占める割合は減少傾向にある。
- ・納税総額に占める割合は、概ね1%以下となっている。



自社最終処分場への埋立に係る納税額の推移

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
納税額 (全体)	379,567	570,641	604,211	497,557	593,718	479,774	744,055
〃 (自社)	5,794	3,864	4,013	3,029	3,702	2,394	1,882
割合	1.53%	0.68%	0.66%	0.61%	0.62%	0.50%	0.25%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
納税額 (全体)	706,742	637,574	594,812	468,812	476,345	518,168
〃 (自社)	1,784	1,883	2,649	2,351	2,480	1,954
割合	0.25%	0.30%	0.45%	0.50%	0.52%	0.38%

※10事業者（特例納付事業者を除く）

(3) 全国の状況

- ・特例措置を設けている自治体は全国で8自治体で、東北では本県のみである。

(内訳) 3県（非課税）鳥取県、広島県、山口県

2県（3/4に軽減）熊本県、沖縄県

3県（1/2に軽減）福島県、愛知県、愛媛県

(4) 事業者への聞き取り調査結果 (5 事業者)

	埋立状況等について	特例制度について	埋立量の削減が難しい理由について
A社 エネルギー産業	・セメント、建材、コンクリートに再生利用しているが、悪天候で搬出出来ない時などに埋立する。	・現制度の継続を強く要望する。	・悪天候で搬出出来ない場合があるの他、再生利用量がセメント需要の影響により大きく変動する。
B社 エネルギー産業	・セメントに再生利用しているが、運搬船の欠航時などに埋立する。	・特に意見は無い。	・船で搬出しているため、天候の影響を受けやすい。
C社 素材産業	・生産工程、設備を改善し、製品あたりの廃棄物の発生量を約4割削減した。	・廃止は強く反対する。 ・環境投資が少ない海外メーカーなどと競合しながら生産を行っており、事業に大きな影響が出る。 ・最終処分場の設置、維持管理等環境投資に多額の経費を投資していることを考慮してもらいたい。	・再生利用を検討したこともあるがコストに見合わなかった。
D社 素材産業	・利用出来るものは自社で原料として再利用しており、再利用出来ないものを埋立処分している。	・継続してもらいたい。 ・最終処分場の設置、維持管理等を負担しているにも拘わらず更に負担が増すことは納得出来ない。	・埋立対象物は再利用に馴染まない。
E社 素材産業	・再生利用出来るものは、委託し路盤材として再生利用しているが、再生利用出来ないものを埋立処分している。	・継続してもらいたい。	・埋立量削減のため中間処理しているが、これ以上の削減は難しい。

(5) 制定時の検討状況

- ・当時、福島県地方税制等検討会において、自社処分の場合には不均一課税とすべきとの意見が出されたため、先行導入県を参考に軽減割合を1/2にしたと思われる。